
第5次新座市行財政改革大綱 実施計画（見直し）

（素案）

平成23~~5~~年2月

新 座 市

※ 現行の計画に、今回の見直し内容を見え消し（修正部分は取消し線、追加部分は網掛け）で記載

目 次

I 実施計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の推進期間
- 3 推進体制
- 4 進捗状況等の公表
- 5 実施計画の取組事項一覧

II 取組事項

実施計画の見方

1 選択と集中による行財政運営の推進

- (1) 歳入の確保
- (2) 歳出の見直し
- (3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進

- (1) 組織の再編・見直し
- (2) 職員の能力向上と意識改革
- (3) 効率的な行政経営システムの整備

3 連帯と協働による市民カアップと民間活力の更なる活用

- (1) 市民参画の更なる推進
- (2) アウトソーシングの推進

I 実施計画の概要

1 計画策定の趣旨

この実施計画は、第5次新座市行財政改革大綱において掲げた各推進事項について、当面着手すべき具体的な取組事項、その内容、年度別計画等について、可能な限り数値化した目標を取り入れて定めたものです。

2 計画の推進期間

実施計画の期間は、第5次新座市行財政改革大綱の推進期間に基づき平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

ただし、毎年度、見直しを実施し、今後の社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に迅速に対応し得る実施計画としていきます。

3 推進体制

実施計画の推進に当たっては、行財政改革を着実に推進するため、市長を本部長とする「新座市行財政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携の下、進捗状況や成果を把握しながら効果的な進行管理を行います。

また、実施状況について、学識経験者等により構成された新座市行財政改革推進委員会に定期的に報告を行い、意見・提言を求めながら取り組むこととします。

4 進捗状況等の公表

実施計画の進捗状況については、毎年度、市ホームページ等を活用し、市民に分かりやすく公表します。

5 実施計画の取組事項一覧

1 選択と集中による行財政運営の推進

(1) 歳入の確保

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 市税等収入の確保	1 市税等の徴収強化	納税課	
	2 税外債権の徴収強化		
	① 保育料・延長保育料	保育課、債権管理室	
	② 後期高齢者医療保険料	長寿支援課、債権管理室	
	③ 介護保険料	介護保険課、債権管理室	
	④ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金	下水道課、水道業務課及び債権管理室	
	⑤ 水道料金	水道業務課	
	⑥ 放課後児童保育室使用料	保育課、債権管理室	
	⑦ その他地方税の滞納処分の例により強制徴収ができないもの	財政課、債権管理室	
	3 未申告者に対する申告指導		
	① 市県民税等	市民税課	
	② 償却資産	資産税課	
4 適正な税財源の移譲についての国県への要望	企画課		
イ 創意工夫による積極的な歳入確保	1 市有財産の売払い・貸付け		
	① 旧新座小学校跡地	企画課	
	② その他	管財契約課	
	2 国県の補助制度等の積極的な活用	財政課	
	3 観光都市づくりの推進	観光推進課	
4 市街化調整区域の有効活用	企画課、経済振興課、まちづくり計画課、建築開発課		
ウ 受益者負担の適正化	1 受益者負担の適正化	財政課	

(2) 歳出の見直し

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 事務事業評価制度の確立	1 事務事業評価制度の確立	企画課	
	2 事務事業の見直し	企画課、財政課	
	3 補助金・負担金の見直し	財政課	
イ 職員の定員管理・給与の適正化	1 適正な定員管理	人事課	
	2 諸手当の見直し	人事課	
	3 超過勤務時間の縮減	人事課	
ウ 大型事業の計画的推進	1 大型事業の計画的推進	企画課	
	2 借地の買取り	財政課	
	3 公社保有土地の計画的な買戻し	財政課	

(3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 計画的な公共施設の改修改築	1 改修改築方針に基づく計画的な公共施設の改修改築		
	①庁舎	管財契約課	
	②その他の公共施設	企画課、施設営繕課、各施設所管課	
イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置	1 国有地等の有効活用	企画課	
	2 公共施設の再配置	企画課	

2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進

(1) 組織の再編・見直し

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 効率的な組織・体制づくり	1 組織機構の見直し	企画課	
	2 プロジェクト方式の推進	企画課	
イ 組織の活性化	1 職員提案制度の活性化	企画課	
ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し	1 外郭団体への補助金や委託事務の見直し		
	①土地開発公社	財政課	
	②社会福祉協議会	生活福祉課	
	③シルバー人材センター	財政課、長寿支援課	
	④体育協会	スポーツ振興課	

(2) 職員の能力向上と意識改革

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 人材育成の推進	1 人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等	人事課	
イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入	1 人事評価制度の導入	人事課	

(3) 効率的な行政経営システムの整備

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 情報化の推進	1 情報システムの最適化	市政情報課	
	2 行政手続のオンライン化	市政情報課	
	3 自動交付機の導入	市民課	
	4 電子媒体での文書管理	総務課	
	5 情報セキュリティ対策の強化	市政情報課	
イ 市民満足度の高いサービスの提供	1 行政連絡員制度の充実	企画課	
	2 ワンストップサービスの導入	企画課	
	3 出張所機能の充実	市民課	
	4 パスポートセンターの設置	市民課	

推進事項	取組事項	担当課	頁
ウ 広域連携による 効率化及び市民 サービスの向上	1 広域連携の推進	企画課	

3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用

(1) 市民参画の更なる推進

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 市民活動 の活性化	1 新たな市民活動の担い手づくり	コミュニティ推進課	
	2 町内会への委託化の推進		
	①集会所管理業務	コミュニティ推進課	
	②児童遊園等管理業務	みどりと公園課	
イ 情報の共 有化	1 情報公開の推進	市政情報課	
	2 情報提供の充実	市政情報課	
	3 行政手続の適正化	総務課	
	4 財政状況の公表	財政課	
	5 出前講座の活用	生涯学習課	

(2) アウトソーシングの推進

推進事項	取組事項	担当課	頁
ア 指定管理 者制度の 導入	1 指定管理者制度の導入		
	①有料自転車駐車場	市民安全課	
	②市営墓園	市営墓園	
	③福祉の里（図書館除く）	障がい者福祉課、子ども家庭 応援室、長寿支 援課	
	④ほっとぷらざ	人権推進課、生 涯学習課	
	⑤市民会館	生涯学習課	
	⑥体育施設	みどりと公園 課、スポーツ振興課	
	⑦中央図書館・視聴覚ライブラリー・福祉の里図書館	中央図書館	
⑧—(仮称)—ふるさと新座館	(仮称)ふるさと新 座館建設推進室		
イ 民間委託 化・民営化 の推進	1 民間委託の推進		
	①観光事業	観光推進課	
	②学校給食調理業務	学務課	
	2 新たな民間活力導入手法（PFI 等）の検討	企画課	
3 こぶしの森の民営化	障がい者福祉課		

II 取組事項

実施計画の見方

第5次行財政改革大綱で掲げる「改革の柱」

1 選択と集中による行財政運営の推進

(1) 歳入の確保

第5次行財政改革大綱で掲げる「推進項目」

ア 市税等収入の確保

取組事項の名称

原則、計画を策定した平成22年度現在の現状と課題を記載していますが、状況が大きく変化してものは、見直しを行った平成24年度の内容に改めています。

目標を達成するために、5年間で取り組む内容を記載しています。

1 市税等の徴収強化		担当課	納		
現状・課題	長引く景気の低迷や雇用状況の悪化等により、滞納者は毎年発生しており、公平性や確実な収入の確保の観点から、収納率の向上を図る必要がある。				
目標	平成21年度の市税の収納率(現年度分)97.4%を平成27年度までに98.0%にする。また、平成21年度の国民健康保険税の収納率(現年度分)85.6%を平成27年度までに88.0%にする。				
取組内容	納期内納付を推進するため、パンフレットの配布による付、クレジットカード納付、口座振替制度の奨励により、納税コールセンターを設置し、現年未納者に電話催告を行うとともに、差押えや公売等滞納処分強化を図り、滞納繰越額を圧縮する。				
年度別実績・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.8% 国保税 87.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率 市税 97.5% 国保税 87.0% クレジットカード納付の開始 納税推進室及び納税コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.6% 国保税 87.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.8% 国保税 87.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 98.0% 国保税 88.0%
見直しの内容	国民健康保険税の収納率について、平成23年度の実績が当初設定していた平成27年度の目標値(85.6%)を上回ったため、上方修正した。また、計画策定後、新たに取り組んでいる内容を取組内容に追加した。				

現状や課題を踏まえ、平成27年度までに達成すべき目標を可能な限り数値化して記載しています。また、一部については長期的な視点で捉えた目標設定を行っています。

平成23年度は実績を、平成24年度は実績の見込みを、平成25年度から平成27年度までは年度ごとの取組内容や目標値を記載しています。

平成24年度に見直しを行った項目については、その内容を記載しています。

2 税外債権の徴収強化 (①～⑦)		担当課	関係各課
現状・課題	滞納者へは、文書催告のほか、電話催告や臨宅徴収等を行っているが、納付に応じただけでない場合もある。 負担や制度の公平性を保つため、関係各課との連携の下、地方税と同様に強制徴収が可能な税外債権については、財産調査を実施し、支払能力がある滞納者に対する差押え等を行い、強制徴収ができない税外債権については、民事訴訟手続等による債権回収に努める必要がある。		
① 保育料(保育課及び債権管理室)・延長保育料(保育課)			

1つの取組事項が複数の課にまたがる場合は、①、②、③…として課ごとに、目標や取組内容を記載しています。

1 選択と集中による行財政運営の推進

(1) 歳入の確保

ア 市税等収入の確保

1 市税等の徴収強化		担当課	納税課		
現状・課題	長引く景気の低迷や雇用状況の悪化等により、滞納者は毎年発生しており、負担の公平性や確実な収入の確保の観点から、収納率の向上を図る必要がある。				
目標	平成 21 年度の市税の収納率(現年度分)97.4%を平成 27 年度までに 98.0%にする。また、平成 21 年度の国民健康保険税の収納率(現年度分)85.182%を平成 27 年度までに 85.688.0%にする。				
取組内容	納期内納付を推進するため、パンフレットの配布による納税意識の向上やコンビニ納付、クレジットカード納付、口座振替制度の奨励により、納税環境の整備を図る。また、引き続き全庁の協力を得て臨宅徴収を実施し、納税コールセンターを設置し、現年未納者に電話催告を行うことにより滞納の早期解消を図るとともに、差押えや公売等滞納処分強化を図り、滞納繰越額を圧縮する。				
年度別実績・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.397.8% 国保税 85.287.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.497.5% 国保税 85.387.0% クレジットカード納付の開始 納税推進室及び納税コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.6% 国保税 85.487.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 97.8% 国保税 85.587.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 収納率 市税 98.0% 国保税 85.688.0%
見直しの内容	国民健康保険税の収納率について、平成 23 年度の実績が当初設定していた平成 27 年度の目標値(85.6%)を上回ったため、上方修正した。また、計画策定後、新たに取り組んでいる内容を取組内容に追加した。				

2 税外債権の徴収強化 (①～⑥⑦)		担当課	関係各課
現状・課題	滞納者へは、電話催告や文書催告のほか、電話催告や臨宅徴収等により納付の催促を行っているが、支払能力があるにもかかわらず、納付に応じていただけない場合もある。負担や制度の公平性を保つため、関係各課との連携の下、を強化し、地方税の徴収と同様に強制徴収が可能な税外債権については財産調査を実施し、支払能力がある滞納者に対する差押え等を行い、や公売等の滞納処分を行う必要がある。強制徴収ができない税外債権については民事訴訟手続等による債権回収に努める必要がある。		
① 保育料 (保育課及び債権管理室)・延長保育料 (保育課)			
目標	平成 21 年度の保育料の収納率(現年度及び滞納繰越分)91.5585.7%を平成 23 年度以降は毎年度 98.0%以上とする。平成 27 年度までに 93.0%にする。また、平成 21 年度の延長保育料の収納率(現年度及び滞納繰越分)84.0171.3%を平成 23 年度以降は毎年度 95.0%以上とする。平成 27 年度までに 83.0%にする。		
取組内容	口座振替制度の奨励、督促状及び催告書の送付や、電話催告を行うとともに、等の実施により、滞納の早期解消に努める。また、保育料の高額滞納者等に対しては、財産調査を行い、については、差押えを含めた等を実施し、徴収の強化について検討するを図る。		

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年度別実績 ・計画	・実施 ・収納率 98.0% 保育料 以上 86.1% 延長保育料 95.0%以上 69.1%	・実施 ・収納率 98.0%以上 保育料 90.0%以上 延長保育料 95.0%以上	・実施 ・収納率 98.0%以上 保育料 91.0%以上 延長保育料 95.0%以上	・実施 ・収納率 98.0%以上 保育料 92.0%以上 延長保育料 95.0%以上	・実施 ・収納率 98.0%以上 保育料 93.0%以上 延長保育料 95.0%以上

② 後期高齢者医療保険料（長寿支援課及び債権管理室）

目 標	収納率の向上を図り、平成 21 年度の収納率（現年度分・普通徴収及び滞納繰越分）97.8398.0%を平成 27 年度までに 97.9098.3%にする。				
取 組 内 容	口座振替制度の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告や臨宅徴収等の実施により、滞納の早期解消に努めるとともに、関係各課と連携して滞納者の財産調査を行い、支払能力のあるものについては滞納処分を行う。 また、高額滞納者等については、差押え等を実施し、徴収の強化を図る。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・収納率 98.1%	平成24年度見込み ・実施 ・収納率 97.8798.0%	平成25年度 ・実施 ・収納率 97.8898.1%	平成26年度 ・実施 ・収納率 97.8998.2%	平成27年度 ・実施 ・収納率 97.9098.3%

③ 介護保険料（介護保険課及び債権管理室）

目 標	収納率の向上を図り、平成 21 年度の収納率（現年度分・普通徴収及び滞納繰越分）85.093.9%を平成 27 年度までに 86.095.0%にする。				
取 組 内 容	口座振替制度の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告や臨宅徴収等の実施により、滞納の早期解消に努めるとともに、関係各課と連携して滞納者の財産調査を行い、支払能力のあるものについては滞納処分を行う。 また、介護保険法に基づく給付制限の実施についても検討する。 また、高額滞納者等については、差押え等を実施し、徴収の強化を図る。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・収納率 85.294.2%	平成24年度見込み ・実施 ・収納率 85.494.3%	平成25年度 ・実施 ・収納率 85.694.6%	平成26年度 ・実施 ・収納率 85.894.8%	平成27年度 ・実施 ・収納率 86.095.0%

④ 下水道使用料（下水道課、水道業務課及び債権管理室）・下水道事業受益者負担金（下水道課及び債権管理室）

目 標	収納率の向上を図り、平成 21 年度の下水道使用料収納率（現年度及び滞納繰越分）95.9%を平成 27 年度までに 97.097.1%にする。 また、平成 21 年度の下水道事業受益者負担金収納率（現年度及び滞納繰越分）85.0%を平成 27 年度までに 90.0%にする。				
取 組 内 容	下水道使用料については、水道業務課へ滞納者に対する徴収強化を依頼し料金と合わせて徴収を行っているため、督促状等の発送や給水停止の執行により、滞納の早期解消に努める。 また、下水道事業受益者負担金については、督促状及び催告書の送付、又は訪問電話催告等の実施により、滞納者への徴収強化を図るの早期解消に努める。 なお、高額滞納者等については、差押え等を実施し、徴収の強化を図る。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・収納率 96.196.7% 使用料 86.082.6% 負担金	平成24年度見込み ・実施 ・収納率 96.3% 使用料 87.0% 負担金	平成25年度 ・実施 ・収納率 96.5% 使用料 88.0% 負担金	平成26年度 ・実施 ・収納率 96.7% 使用料 88.0% 負担金	平成27年度 ・実施 ・収納率 97.0% 使用料 90.0% 負担金

⑤ 水道料金（水道業務課）

目 標	収納率の向上を図り、平成 21 年度の収納率（現年度及び滞納繰越分）88.9697.8%を平成 27 年度までに 90.098.2%にする。				
取 組 内 容	水道料金及び下水道使用料の滞納世帯を対象に給水停止を執行し、滞納金を徴収するとともに、支払履行誓約書の提出などを通じて、納付指導の徹底を図る。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・収納率 88.9697.9%	平成24年度見込み ・実施 ・収納率 88.9797.9%	平成 25 年度 ・実施 ・収納率 88.9898.0%	平成 26 年度 ・実施 ・収納率 88.9998.1%	平成 27 年度 ・実施 ・収納率 90.098.2%

⑥ 放課後児童保育室使用料（保育課及び債権管理室）

目 標	平成 23 年度の放課後児童保育室使用料の収納率（現年度及び滞納繰越分）86.8%を平成 27 年度までに 93.0%にする。				
取 組 内 容	口座振替制度の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告等の実施により、滞納の早期解消に努める。 また、高額滞納者等については、民事訴訟手続等を実施し、徴収の強化を図る。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・収納率 86.8%	平成24年度見込み ・実施 ・収納率 90.0%	平成 25 年度 ・実施 ・収納率 91.0%	平成 26 年度 ・実施 ・収納率 92.0%	平成 27 年度 ・実施 ・収納率 93.0%

④⑦ その他地方税の滞納処分の例により強制徴収ができないもの（財政課債権管理室）

目 標	債権非強制徴収公債権及び私債権の回収の方法等を確立し、収納率の向上を図る。				
取 組 内 容	支払督促や訴えの提起等民事訴訟手続による債権回収を実施するとともに、（仮称）新座市債権管理条例の制定や徴収マニュアル等の作成や条例制定を視野に入れ、強制徴収により、適正な債権管理の方法を確立する。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・検討、制度の確立 ・制度の検討	平成24年度見込み ・実施 ・民事訴訟手続の検証	平成 25 年度 ・（仮称）債権管理条例の制定 ・民事訴訟手続の実施 ・徴収マニュアルの作成・周知 ・実施	平成 26 年度 ・民事訴訟手続の実施 ・徴収マニュアル等に基づく債権管理の実施 ・実施	平成 27 年度 ・民事訴訟手続の実施 ・徴収マニュアル等に基づく債権管理の実施 ・実施

見直しの内容

平成 24 年 4 月 1 日付けで債権管理室を設置し、税外債権の徴収強化を進めていることを受け、それぞれの取組内容を修正した。
 また、現在、非強制徴収公債権である放課後児童保育室使用料については、既に債権管理室で具体的に取り組んでいることから、新たに計画に位置付けた。
 さらに、収納率について、滞納繰越分を追加したことにより目標値の修正を行った。

3 未申告者に対する申告指導（①・②）		担当課	関係各課
現状・課題	課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保するため、申告指導を更に推進する必要がある。		
① 市県民税等（市民税課）			
目 標	課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保する。		

取組内容	申告時期における市民税・県民税申告書の発送や公民館・コミュニティセンター等での出張申告受付を行うとともに、未申告者に対する申告指導や実態調査を実施する。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・申告指導の実施 ・実態調査の実施 (1,638件)	平成24年度見込み ・実施 ・申告指導の実施 ・実態調査の実施 (943件)	平成25年度 ・実施	平成26年度 ・実施	平成27年度 ・実施

② 償却資産（資産税課）

目 標	課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保する。				
取組内容	償却資産の未申告者に対する催告や実地調査を行うとともに、法人市民税等の課税状況から情報を収集する。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・催告 298件 ・実地調査 20件	平成24年度見込み ・実施 ・催告 320件 ・実地調査 85件	平成25年度 ・実施	平成26年度 ・実施	平成27年度 ・実施

4 適正な税財源の移譲についての国県への要望		担当課	企画課
現状・課題	地方分権の推進に伴う権限や財源の移譲、補助負担金の廃止に伴う一括交付金の創設など、国と地方の財政制度は様々な見直しを検討されているが、今後も、地方分権等の推進により市の業務量は増大するものと見込まれるため、これに見合った適正な税財源の移譲が必要である。		
目 標	国県に対して、移譲事務や地方の実情に見合った適正な税財源を移譲するよう随時要望を行い、歳入の確保に努める。		
取組内容	権限移譲を受ける際など、機会を捉えて国県へ適正な税財源の移譲を要望する。		
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・要望(随時) ・第三次埼玉県権限移譲方針に関する県との意見交換の中で要望	平成24年度見込み ・要望(随時)	平成25年度 ・要望(随時)
			平成26年度 ・要望(随時)
			平成27年度 ・要望(随時)

イ 創意工夫による積極的な歳入確保

1 市有財産の売払い・貸付け（①・②）		担当課	関係各課
現状・課題	<p>旧新座小学校については、学校法人等へ現形態のまま一括での売却を目指している方針で、購入希望者の募集を行っているが、売却金額等の条件面での課題があり、売却には至っていない。今後は、売却方法、売却先、売却に係る条件等を具体的に決定について改めて検討するとともに、更なるPRを行う必要がある。</p> <p>また、その他の未利用の市有地については、売却や月極駐車場としての貸付けを行うなど、積極的な歳入確保に努めているが、売却の際に生じる土壌調査等の経費や土地の利用形態の変更に伴う近隣住民への対応が課題である必要がある。</p>		
① 旧新座小学校跡地（企画課）			
目 標	今後の学校施設の整備等に必要な財源を確保するため、平成23年度中の売却を目標とする。仮に平成23年度中に売却に至らなかった場合においても、可能な限り早期の売却を目指す。		

取組内容	売却に向け、売却する敷地の範囲や売却先の選定方法や、売却金額などの条件面について、具体的な検討を行うとともに、更なるPRを行う。 また、当面は現形態のまま一括での売却を目指しているが、適宜、廃校施設に係る需要の動向を調査し、売却方針の見直しを行う。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・売却 ・学校法人への売却に向けた取組を実施(市ホームページへの掲載、パンフレットの作成等)	平成24年度見込み ＝ ・学校法人への売却に向けた取組の実施 ・新たな売却先、売却方法の検討	平成25年度 ＝ ・売却	平成26年度 ＝	平成27年度 ＝
見直しの内容	これまで学校法人への一括売却の方針の下、取組を進めてきたが、早期の売却の見通しが立たず、現在新たな売却方針の検討を行っているため、計画を修正した。				

② その他（管財契約課）

目標	野火止公民館跡地や第一保育園跡地を始めとした市有財産の積極的な売却や駐車場としての貸付け等を行い、歳入確保に努める。				
取組内容	将来における活用の可能性など、個別にその実態や利用計画を改めて精査し、不用と判断した市有財産については、更に積極的に売却や貸付けを行っていく。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・売却、貸付け ・売払い 1,341,703 円 31.13 m ² ・貸付け 4,115,200 円 627.94 m ²	平成24年度見込み ・売却、貸付け ・売払い 8,837,183 円 200.68 m ² ・貸付け 3,963,830 円 627.94 m ²	平成25年度 ・売却 (野火止公民館跡地、第一保育園跡地) ・貸付け	平成26年度 ・売却、貸付け (勤労青少年ホーム跡地) ・貸付け	平成27年度 ・売却、貸付け
見直しの内容	平成26年度に新たに勤労青少年ホームの売却を位置付けた。				

2 国県の補助制度等の積極的な活用			担当課	財政課	
現状・課題	恒常化している財政難の中、事業の推進に当たっては、積極的に国県の補助金を活用していく必要がある。				
目標	国県の補助制度等を積極的に活用し、歳入の確保を図る。				
取組内容	歳入財源を確保するため、情報収集に努め、国県の補助制度等を積極的に活用する。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・活用 ・震災復興特別交付税の活用 ・住民生活に光をそそぐ交付金の活用 ・緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の活用	平成24年度見込み ・活用 ・住民生活に光をそそぐ交付金の活用 ・緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の活用	平成25年度 ・活用	平成26年度 ・活用	平成27年度 ・活用

3 観光都市づくりの推進			担当課	観光推進課
現状・課題	平成18年度を元年として推進してきた観光都市づくりについては、現在、本格的な施策の展開を図っている段階であるが、この取組を更に強化するために、今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、集客効果や財政効果を高める取組を更に進める必要がある。			

目 標	平成 27 年度までに、観光都市にいざづくりアクションプランに掲げた全ての施策を実施することで、集客力を高め、税収の伸びる豊かなまちづくりを実現する。				
取 組 内 容	観光都市にいざづくりアクションプランに基づき、武蔵野の面影が残る自然や平林寺などの歴史的文化資産、地元で採れた豊富な農産物などを有効に活用するとともに、観光関連施策の更なる展開を図る。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 ・アクションプランの未着手事業について、観光推進員等と連携を図り、事業化に向けた検討及び取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 ・アクションプランの後期(平成 25 年～27 年)の見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進

4 市街化調整区域の有効活用			担当課	企画課、経済振興課、まちづくり計画課、建築開発課
現状・課題	市域の約 42%を占める市街化調整区域については、土地所有者の相続の発生により、やむを得ず駐車場や資材置場等に転用されるなど、計画性を欠いた市街化が進んでいる。そのため、市域全体において、自然環境と都市機能が調和した計画的なまちづくりを進める必要がある。			
目 標	地区ごとの特性を踏まえた積極的な土地の有効活用に向けて、一部市街化区域への編入も視野に入れつつ、を原則としつつ、早期に実施できる範囲で必要な措置を講じ、企業誘致による税収、雇用、消費の増加等を促す。			
取 組 内 容	<p>国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区について、地権者等の意向を踏まえ、土地区画整理事業を実施し、市街化区域への編入を目指すとともに、主に産業系土地利用への転換に合わせて企業誘致活動を推進する。</p> <p>その他の市街化調整区域についても、それぞれの区域の実情等を踏まえた上で、土地区画整理事業等を原則として様々な手法の活用を検討し、有効な土地利用への誘導を図る。</p> <p>なお、都市高速鉄道 12 号線の延伸促進活動の強化を図る中で、新駅予定地を中心とした新たな都市拠点を想定したまちづくり構想の策定を進めるとともに、平成 27 年に想定される次期交通政策審議会答申に応じた具体的なまちづくりへの取組を進めます。</p>			
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・大和田二・三丁目地区地権者の合意形成 ・まちづくり構想イメージ案の作成(都市高速鉄道 12 号線関係) ・調査、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) ・まちづくり構想の策定(都市高速鉄道 12 号線関係) ・調査、検討、推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) ・推進調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) ・推進調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)
見直しの内容	計画策定後の取組により、具体化された内容を計画に位置付けた。			

ウ 受益者負担の適正化

1 受益者負担の適正化		担当課	財政課
現状・課題	本市の財政規模に応じたサービス水準の在り方を検討し、一層の財政健全化を図るためには、受益者負担の適正化を図らなければならない。そのため、社会経済情勢の変化に応じて公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行う必要がある。		

目 標	受益と負担の公平性の観点から、公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じて受益者負担の適正化を図る。				
取 組 内 容	使用料、手数料等の見直しを随時行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・見直し(随時) ・見直しの検討	・見直し(随時) ・見直しの検討	・見直し(随時)	・見直し(随時)	・見直し(随時)

(2) 歳出の見直し

ア 事務事業評価制度の確立

1 事務事業評価制度の確立		担当課	企画課		
現状・課題	平成 13 年度に取組を開始し、平成 15 年度には 193 の事務事業について評価を実施した。また、平成 18 年度からは、事業別予算編成に沿った事務事業評価として試行を続けているが、これまでの取組では、評価作業に伴う事務量に対し、評価結果の活用が十分に図る効果が得られなかったことから、より効率的・効果的な評価システムを確立する必要がある。				
目 標	平成 24 年度までに本市の実情に見合った事務事業評価制度を確立し、予算の効率的な配分や事務事業の見直しを行う。				
取 組 内 容	本市の実情に合った事務事業評価システムを構築するため、現行制度を抜本的に見直すことも含め、検討を行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・検討	・確立、一部実施 ・実施方法の確立	・実施 ・試行	・実施	・実施
見直しの内容	本市の実情に見合った事務事業評価制度の確立のため、更なる調査、検討が必要となったことから、当初の平成 24 年度に確立、一部実施し、平成 25 年度に本格実施する計画を、平成 24 年度に確立し、平成 25 年度に試行した上で平成 26 年度から本格実施することとして修正した。				

2 事務事業の見直し		担当課	企画課、財政課		
現状・課題	市民ニーズの変化や本市の財政規模に応じた事務事業を展開するため、随時、事務事業の見直しを行う必要がある。				
目 標	必要性の薄れた事務事業については随時縮小、廃止を行い、これにより生み出された財源を真に必要な事業へ投入する。				
取 組 内 容	市の事務事業について、市民ニーズや費用対効果等を考慮しながら、行財政改革推進本部等での検討を通じて随時見直しを行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・見直し(随時) ・行財政改革推進本部スクラップ・アンド・ビルド推進部会で検討見直し 2 件 効果額 2,969 千円	・見直し(随時)	・見直し(随時)	・見直し(随時)	・見直し(随時)

3 補助金・負担金の見直し		担当課	財政課		
現状・課題	本市の財政規模に応じた柔軟性のある財政運営を図るため、公平性や公益性、社会経済情勢の変化等を考慮しながら、補助金、負担金の見直しを行う必要がある。				

目 標	必要性の薄れた補助金・負担金については随時縮小、廃止を行い、これにより生み出された財源を真に必要な事業に投入する。				
取 組 内 容	市の補助金・負担金について、行政の責任領域や経費負担の在り方等を考慮しながら、随時見直しを行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・見直し(随時) ・見直しの検討	・見直し(随時) ・見直しの検討	・見直し(随時)	・見直し(随時)	・見直し(随時)

イ 職員の定員管理・給与の適正化

1 適正な定員管理		担当課	人事課		
現状・課題	平成 11 年度から平成 25 年度までを計画年度とする職員定数削減計画に基づき、定員の適正化を図っているが、指定管理者制度の導入状況、委託化の進捗状況、業務量の増減等の要因により、計画で見込んだ職員定数を調整した上で実施している状況である。平成 23 年度以降についても、計画と実績にかい離が生じる見込みであることから、平成 23 年度から平成 25 年度までについては同計画の数値を修正し、平成 26 年度及び平成 27 年度については暫定的な目標値を定めたところである。今後は、平成 25 年度までに、新たな定数削減計画を策定する必要がある。				
目 標	職員定数削減計画を平成 25 年度までに見直し、新たな計画を策定し、定員の適正化を図る。				
取 組 内 容	職員定数削減計画に基づき、計画的な採用及び再任用制度の活用等を行い、定員管理の適正化を図る。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・実施 ・職員数 845 人 ・職員数 836 人 (4 月 1 日時点)	・実施 ・職員数 831 人 ・職員数 825 人 (4 月 1 日時点)	・実施 ・職員数 823 人 ・計画の見直し	・実施 ・職員数 817 人	・実施 ・職員数 811 人

2 諸手当の見直し		担当課	人事課		
現状・課題	職員の給与は、国の人事院勧告、埼玉県人事委員会の勧告を踏まえ、国、県及び他市との支給水準の均衡等を考慮しながら支給しているが、超過勤務手当、特殊勤務手当及び通勤手当を始め、その他の諸手当(扶養手当、住居手当等)についても、国、県及び他市との支給水準の均衡等を考慮しながら見直しを検討していく必要がある。				
目 標	諸手当を見直すことにより、給与の適正化を図る。				
取 組 内 容	国、県及び他市との支給水準の均衡等を考慮しながら、諸手当を見直す。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・見直し(随時) ・見直しの検討	・見直し(随時) ・見直しの検討	・見直し(随時)	・見直し(随時)	・見直し(随時)

3 超過勤務時間の縮減		担当課	人事課
現状・課題	超過勤務時間の増加は、財政面及び職員の健康管理面においても大きな影響を与えるため、縮減に向けた継続的な取組が必要である。		
目 標	平成 27 年度までに超過勤務時間数を対平成 21 年度(85,008 時間)比で 10% 縮減する。		
取 組 内 容	ノー残業デーの徹底、本庁安全衛生委員会による職場巡視の実施、幹部連絡会議での実績報告等により、所属長を始めとする職員全員の意識改革を図り、計画的な業務執行に努めるとともに、超過勤務の実態を把握・分析し、超過勤務時間の縮減を図る。		

	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	・平成 21 年度比 2%縮減 ・85,008 時間	・平成 21 年度比 4%縮減 ・88,588 時間 3,580 時間(4.2%)の 増	・平成 21 23 年度 比 6 2 %縮減	・平成 21 23 年度 比 8 3 %縮減	・平成 21 23 年度 比 10 4 %縮減
見直しの内容	当初は、平成 21 年度の実績を基準としていたが、地方分権の進展や東日本大震災の発生等に伴う業務量の増大等に伴い、平成 23 年度の実績が平成 21 年度の実績を大幅に上回っており、引き続きこの傾向が続くと見込まれることから、基準となる年度を平成 23 年度に変更し、計画及び目標値を修正した。				

ウ 大型事業の計画的推進

1 大型事業の計画的推進		担当課	企画課		
現状・課題	<p>厳しい財政状況が続く中、財政運営への影響が大きい大型事業については、先送りやスローダウンを検討することも必要である。</p> <p>一方で、将来にわたり税収の伸びるまちづくりに取り組むためには、特定年度に大きな負担が生じる大型事業であっても、必要なものについては推進していかなければならない。</p>				
目標	<p>一時的に大きな財政負担を伴う大型事業であっても、将来にわたり税収の伸びるまちづくりに寄与するものについては、積極的に推進する。</p>				
取組内容	<p>市の財政へ与える影響の大きい大型事業について、財政の現状と将来の見通しを念頭に置いた上で、慎重な選択を行い、必要と判断したものについては、計画的に推進していく。</p>				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・推進	平成 24 年度見込み ・推進	平成 25 年度 ・推進	平成 26 年度 ・推進	平成 27 年度 ・推進

2 借地の買取り		担当課	財政課		
現状・課題	<p>約 30 万㎡の借地を有する本市においては、今後、相続等に伴う借地の買取り要望が寄せられることが予想されるなど、財政上の大きな懸案となっている。</p>				
目標	<p>将来的な財政負担の軽減を図るため、公共施設の適正な配置等を考慮しながら、それぞれの状況に応じて検討し、必要な借地の取得を行う。</p>				
取組内容	<p>公共施設用地の借地について、相続等により地権者から買取り要望が発生した際に、それぞれの状況に応じて検討し、買取りを進める。</p>				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・買取り(随時) ・片山小学校バス 停前自転車置場 用地の買取り ・大和田ファミリープール 用地の買取り	平成 24 年度見込み ・買取り(随時) ・総合運動公園用 地の一部買取り	平成 25 年度 ・買取り(随時)	平成 26 年度 ・買取り(随時)	平成 27 年度 ・買取り(随時)

3 公社保有土地の計画的な買戻し		担当課	財政課
現状・課題	<p>土地開発公社は、市から委託を受けて公共用地の先行取得を金融機関からの借入金により行っているが、取得した用地については、取得費用に借入金の利息分を加えて将来市が買い取らなければならない、公社保有地の増加や保有期間の長期化は、市の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、公社所有地を早期に買い戻すことにより、本市の将来負担の軽減を図る必要がある。</p>		
目標	<p>平成 2524年度中に公社保有土地の買戻しを完了する。</p>		
取組内容	<p>計画的かつ早期に、公社保有土地の買戻しを進める。</p>		

	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻し 5 億円 ・買戻し 14 億 700 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻し 5 億円 ・買戻し 1 億 8,070 万 9 千円 ・買戻し完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻し 6 億円 ・買戻しの完了 	—	—
見直しの内容	市債の活用により、平成 24 年度に買戻しが完了する見込みのため、計画を修正した。				

(3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

ア 計画的な公共施設の改修改築

1 改修改築方針に基づく計画的な公共施設の改修改築 (①・②)		担当課	関係各課		
現状・課題	<p>老朽化により多くの公共施設が今後一斉に更新時期を迎えるため、改修改築に要する財源の確保が課題となっている。従来の初期投資に重点を置いた施設建設の考え方を改め、今後は、既存施設の長寿命化を図りつつ、長期的な視点から、市有施設全体の改修改築について総合的に管理する必要がある。</p> <p>このうち、市庁舎(本庁舎及び第三庁舎)は耐震診断の結果、公共施設としての耐震性能を満たしていないことが判明したため、早急に耐震化を図る必要がある。</p>				
① 庁舎 (管財契約課)					
目 標	<p>市庁舎の安全確保及び執務環境の整備を図るため、計画的に本庁舎・第三庁舎の改修を実施する。</p> <p>庁舎については、利用する市民の安全確保や有事の際には防災施設の中核となることなどを勘案し、早急に耐震化に向けた方針を決定するとともに、検討結果に基づき適切な対応を図る。</p>				
取 組 内 容	<p>平成 28 年度に予定している本庁舎大規模改修の前に、特に老朽化が進んでいる本庁舎の冷暖房設備改修及び給排水管敷設替え並びに第三庁舎の改修を実施する。</p> <p>また、安全確保のため本庁舎及び第三庁舎の耐震補強を実施する。</p> <p>本庁舎の耐震化については、市内部における検討に加え、市議会においても市庁舎耐震化整備に関する特別委員会を設置し、検討を進めている。今後は、現下の厳しい財政状況や他の大型事業との優先度等を勘案する中で、市議会と市における意見交換、協議等を通じて、早急に耐震化の方針(耐震改修又は建替え)を決定し、第 5 次新座市行財政改革大綱の推進期間中には整備に着手する。</p> <p>なお、第三庁舎については、本庁舎の耐震化方針を踏まえ、耐震補強等の必要な対応を図る。</p>				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎低・高層階空調機改修※ ・本庁舎給排水管布設替工事設計 ・本庁舎冷暖房設備改修工事※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎地下空調機改修 ・給排水管敷設替え ・耐震診断の実施※2 ・耐震化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎耐震診断 ・基金の設置・積立て ・方針の決定 ・方針に基づく検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三庁舎耐震補強・改修 ・基金積立て ・検討結果に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎耐震補強 ・基金積立て ・検討結果に基づく対応
<small>※1 平成 22 年度予算事業の繰越しを予定するもの <small>※2 平成 23 年度予算事業の繰越し</small> </small>					
② その他の公共施設 (企画課、施設営繕課、各施設所管課)					
目 標	<p>財政状況を考慮する中で、単年度に改修改築が集中する事態を避けながら、必要な改修改築を推進し、公共施設の適正な維持管理を図る。</p>				

取組内容	「市有建築施設の改修改築方針」に基づき、公共施設の計画的な改修改築を推進する。				
年度別実績・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・推進 ・計画どおり実施	・推進 ・計画どおり実施（市役所本庁舎を除く。）	・推進	・推進	・推進 ・方針の見直し
見直しの内容	東日本大震災の発生後に実施した耐震診断の結果、庁舎が公共施設としての耐震性能を満たしていないことが判明し、早急に耐震化に向けた対応を図る必要があることから、当初の計画を見直し、耐震化の検討や基金の設置・積立てを位置付けた。				

イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置

1 国有地等の有効活用		担当課	企画課		
現状・課題	公共施設の再配置に当たっては、財政上の理由から用地の確保が課題となっているため、市内に点在する未利用国有地等の有効活用を検討する必要がある。				
目標	無償譲渡・貸付けや減額貸付けを受けるなど、国有地の有効活用を図ることにより、公共施設の計画的・効率的な再配置を行う。				
取組内容	<p>国との連携を密に図り、未利用の国有地の無償譲渡・貸付けや減額貸付けを要望するとともに、未利用国有地に関する情報が提供された際には、公共施設用地としての活用について検討する。</p> <p>また、定期借地権を利用した国有地の活用についても積極的に検討し、戦略的・効率的な公共施設の再配置に努める。</p>				
年度別実績・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 ・新規活用（西堀保育園仮設園舎設置） ・国有地の貸付け（白梅第二保育園・竹の子保育園の新設） ・国有地の無償貸付けによる西堀保育園仮設園舎の設置 ・協議（野火止地区・栄地区への保育園設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、協議 ・新規活用（野火止地区・栄地区への保育園新設） ・協議 	・検討、協議	・検討、協議	・検討、協議

2 公共施設の再配置		担当課	企画課
現状・課題	公共施設については、原則として、既存施設を維持する中で新設や改修改築を行っているため、施設の増加に伴う維持管理業務や財政的な負担の増加等が課題となっている。		
目標	公共施設の効率的・効果的な再配置を行うことにより、維持管理等に係る経費の節減を図る。		
取組内容	公共施設の整備や改修改築を行う際には、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づき、長期的な視点での需要分析等を行い、周辺施設との統廃合等を含めた効率的・効果的な再配置について検討する。		

	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 ・公共施設の統廃合等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 ・東北出張所をほつとぶらざへ移転 ・勤労青少年ホームの廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 ・(仮称)北野ふれあいの家の建設(北野集会所、勤労青少年ホームの一部機能等を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討
見直しの内容	計画策定後の取組により、具体化された内容を計画に位置付けた。				

2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進

(1) 組織の再編・見直し

ア 効率的な組織・体制づくり

1 組織機構の見直し		担当課	企画課		
現状・課題	新たな行政課題や特に強化して取り組む事務事業等への的確な対応を図るとともに、効率的で市民に分かりやすい組織を構築するため、組織機構の改革を実施してきたが、今後も、その時々々の行政課題に的確に対応した組織を維持するため、随時見直しを行うことが必要である。				
目標	複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し得る、柔軟性のある簡素で効率的な組織機構の確立を目指す。				
取組内容	スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づき、限られた人員を効率的に配置するとともに、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、随時組織機構の再編整備を図る。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> 一部見直し 組織機構の一部見直しを実施(経済観光部の新設など(4月1日付け)) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し(随時) 組織機構の一部見直しを実施(保健センター健康増進係を国保年金課保健事業係に統合など(4月1日付け)) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し(随時)

2 プロジェクト方式の推進		担当課	企画課		
現状・課題	現在、ボランティア・地域活動支援室、公有財産処理推進室、東久留米志木線推進室等について、プロジェクト方式を採用した組織として運用しているが、今後も、新たな行政課題等が発生した際には、迅速かつ柔軟に対応するため、随時プロジェクト方式による組織の設置を検討する必要がある。				
目標	必要に応じてプロジェクト方式による組織を設置し、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応する。				
取組内容	組織機構の見直しや新たな行政課題の発生等の機会を捉えて、プロジェクト方式による組織を設置する。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> 一部見直し (仮称)ふるさと新座館建設推進室の設置(4月1日付け) 新座市手話通訳者派遣センターの設置(10月1日付け) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置(随時) 納税推進室及び債権管理室の設置(4月1日付け) 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室の設置(10月1日付け) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置(随時)

イ 組織の活性化

1 職員提案制度の活性化		担当課	企画課		
現状・課題	連帯と協働、新たな財源確保策、観光都市づくりの推進及び事務能率の向上に関するアイデアを中心に、テーマと期間を定めて提案の募集を行っているが、これまで以上に活発な提案がなされるよう、募集の方法等について再検討する必要がある。				
目標	広く職員に市政全般に関する提案を促すことにより、職員の意識改革、組織の活性化及び事務能率の向上を図る。				
取組内容	職員の創意工夫による改善意見等が活発に提案されるよう、募集方法や審査方法等について検討を行う。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、実施 ・節電に関するアイデア 応募 139件 採用 37件 ・ゾウキリンを活用した市のPR及び超過勤務の削減に関するアイデア、その他市政推進に資するアイデア 応募 61件 採用 7件 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、実施 ・安全安心のまちづくり、エコシティ新座の実現、都市高速鉄道12号線の新駅周辺に誘致する施設等及びさわやか窓口サービスの徹底に関するアイデア、その他市政推進に資するアイデア 応募 52件 採用 6件 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、実施

ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し

1 外郭団体への補助金や委託事務の見直し（①～④）		担当課	関係各課		
現状・課題	<p>市の外郭団体である(財)新座市土地開発公社、(社)新座市社会福祉協議会、(社)新座市シルバー人材センター及び(財)新座市体育協会については、市と連携して事業を行うなど、市政の一翼を担っている。市では、これらの団体に対し、職員の派遣や運営費等に対する補助を行うなど、その活動を支援している。</p> <p>しかし、今後は、平成25年11月までが移行期間となっている公益法人制度改革も踏まえ、市と各団体との役割分担の明確化や、団体への補助や支援の適正化について検討する必要がある。</p> <p>また、土地開発公社については、設立当時から状況が変化し、公社存続の目的が薄れているため、解散に向けて取り組む必要がある。</p>				
① 土地開発公社（財政課）					
目標	平成25 24 年度中に公社保有土地の買戻しを完了する。				
取組内容	計画的かつ早期に、公社保有土地の買戻しを進める。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻し5億円 ・買戻し14億700万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻し5億円 ・買戻し1億8,070万9千円 ・買戻し完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻し6億円 ・買戻しの完了 	—	—
見直しの内容	市債の活用により、平成24年度に買戻しが完了する見込みのため、計画を修正した。				
② 社会福祉協議会（生活福祉課）					
目標	運営費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担を軽減するとともに、団体の自立を支援する。				

取組内容	委託業務の見直しや適正な補助金の支出等について検討を行う。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・検討、見直し ・見直しの検討	平成24年度見込み ・検討、見直し ・見直しの検討	平成25年度 ・検討、見直し	平成26年度 ・検討、見直し	平成27年度 ・検討、見直し
③ シルバー人材センター（財政課、長寿支援課）					
目 標	運営費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担を軽減するとともに、団体の自立を支援する。				
取組内容	委託業務の見直しや適正な補助金の支出等について検討を行う。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・検討、見直し ・委託費の見直しを実施	平成24年度見込み ・検討、見直し ・委託費の見直しの検討	平成25年度 ・検討、見直し	平成26年度 ・検討、見直し	平成27年度 ・検討、見直し
④ 体育協会（スポーツ振興課）					
目 標	事業費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担を軽減するとともに、団体の自立を支援する。				
取組内容	体育施設への指定管理者制度の導入と併せ、補助の在り方や委託業務の内容、体育協会の職員の処遇等について検討する。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・検討、見直し ・見直しの検討	平成24年度見込み ・検討、見直し ・自立支援のため、9事業を追加委託	平成25年度 ・検討、見直し	平成26年度 ・検討、見直し	平成27年度 ・検討、見直し

(2) 職員の能力向上と意識改革

ア 人材育成の推進

1	人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等	担当課	人事課
現状・課題	人材育成基本方針に基づき、人材育成の視点に立った人事管理の充実や、職場環境の改善等を行うとともに、様々な分野の幅広い研修を通じて総合的な人材育成の推進に努めている。研修による効果を高めるためには、受講後に、研修テーマに関するレポートを提出させる等の取組を行っていく必要がある。		
目 標	各年度の研修受講者を集合研修 600 人、派遣研修 100 人にする。		
取組内容	人材育成基本方針に基づき職員研修等の充実を図るとともに、職員が自己啓発に取り組むための支援を行い、行政課題に的確に対応する能力を備えた職員を計画的かつ総合的に育成する。		
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・実施 ・集合研修 801 人 ・派遣研修 348 人	平成24年度見込み ・実施 ・集合研修 600 人 ・派遣研修 100 人	平成25年度 ・実施
			平成26年度 ・実施
			平成27年度 ・実施

イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入

1 人事評価制度の導入		担当課	人事課		
現状・課題	<p>国においては、国家公務員法の改正に基づき、平成 21 年 4 月から新たな人事評価の仕組みが導入され、地方公共団体においても、現行の地方公務員法の下で新たな人事評価に取り組む団体が増えている。</p> <p>本市も、これまで導入に向けた検討を進めてきたが、本市の実情に合った公正で職員に分かりやすい人事評価制度をいかに構築するかが今後の課題である。</p>				
目標	平成 23 年度から試行的に導入し、平成 25 年度以降までに本格実施を目指す。				
取組内容	客観性や公平性、透明性の高い人事評価制度を整備し、職務、勤務成績等を的確に処遇に反映させるなど、職員の能力、業績を一層重視した人事・給与制度の構築に取り組む。				
年度別実績・計画	平成 23 年度実績 ・検討、試行実施 ・検討、研修実施	平成 24 年度見込み ・検討、試行実施 ・試行実施、本格実施に向けた検討	平成 25 年度 ・本格実施 ・試行実施、本格実施に向けた検討	平成 26 年度 ・本格実施、見直し	平成 27 年度 ・実施、見直し
見直しの内容	本市の実情に合わせた公正で職員に分かりやすい人事評価制度を構築することについて十分な検討期間が必要なため、試行実施を平成 23 年度から平成 24 年度に変更した。これを受け、本格実施についても計画を 1 年ずらし、平成 26 年度から導入することとした。				

(3) 効率的な行政経営システムの整備

ア 情報化の推進

1 情報システムの最適化		担当課	市政情報課		
現状・課題	<p>情報システムは、年々複雑化し、急速な技術革新への対応が困難になるなど、様々な課題が発生している。今後も厳しい財政状況が続くことが予想される状況においても、情報システムを活用した新たな行政サービスの提供が求められていることから、ITを最大限に活用し、業務の一層の効率化を図るとともに、その整備や運用経費を節減しつつ、手続の簡素化などの市民サービスの更なる向上が求められている。</p>				
目標	整備・運用経費の節減や事務の効率化を図るとともに、手続の簡素化などの市民サービスの向上を図る。				
取組内容	個別システム等の更新時に合わせて既存システムの構造、データ連携の在り方、運用方法の形態などを総合的に見直し、全庁的な視点から最適化を検討する。また、システムについては、パッケージソフトの活用を原則とし、将来的な運用コストの削減を図る。				
年度別実績・計画	平成 23 年度実績 ・検討、見直し ・住民情報システムの更新 ・地域包括支援センターのシステムの更新に合わせ、各センターのサーバを本庁舎の1台に集約 ・災害時要援護者支援システムの導入	平成 24 年度見込み ・検討、見直し	平成 25 年度 ・検討、見直し	平成 26 年度 ・検討、見直し	平成 27 年度 ・検討、見直し

2 行政手続のオンライン化		担当課	市政情報課
現状・課題	<p>本市では、行政手続のオンライン化として、電子申請、電子申告及び電子入札などのサービスを提供しているが、今後も、手続の種類を拡大を進め、市民の利便性の向上を図る必要がある。</p>		

目 標	平成 24 年度までに公共施設予約システムを導入し、各種行政手続のオンライン化を推進する。				
取 組 内 容	市民サービスの向上、事務の効率化などを図るため、公共施設予約システムを導入し、既存の電子申請システム、電子申告システム及び電子入札システムなどと併せて利用の促進を図っていく。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・公共施設予約システム導入に向けた準備	平成 24 年度見込み ・公共施設予約システムの稼働 ・公共施設予約システムにふるさと新座館を追加	平成 25 年度 ・推進	平成 26 年度 ・推進	平成 27 年度 ・推進

3 自動交付機の導入			担当課	市民課	
現状・課題	自動交付機を導入することにより、市民の利便性の向上や事務の効率化が図られるため、コンビニエンスストアでの交付についての実証実験や財政状況等を考慮しながら、導入に向けた検討を行う必要がある。				
目 標	平成 24 年度に自動交付機を導入し、市民の利便性向上を図る。				
取 組 内 容	平成 24 年 7 月の導入に向けて、具体的な設置場所や住民基本台帳カードの普及促進のための取組等について検討する。 また、引き続き住民基本台帳カードの普及促進に向けた取組等を検討するとともに、マイナンバー法案の動向を注視し、コンビニ交付についても併せて検討する。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・検討、準備	平成 24 年度見込み ・本庁舎及びにぎほっとぷらざに自動交付機(各1台)を導入 ・検討	平成 25 年度 ・推進検討	平成 26 年度 ・推進検討	平成 27 年度 ・推進検討

4 電子媒体での文書管理			担当課	総務課	
現状・課題	現在、ファイリングシステムを導入し、公文書の作成から保管、保存及び廃棄までを原則として紙媒体で管理しているが、事務の効率化や紙の使用量を削減するため、文書管理システムの導入について検討する必要がある。				
目 標	平成 25 年度までに文書管理システムの導入に向けた十分な検証を行った上で、平成 26 年度に適切な時期の文書管理システムの導入を目指す。				
取 組 内 容	電子媒体での文書管理の導入に向けて、電子文書の適切な管理について研究するとともに、文書管理システムの導入に当たっての費用対効果についても十分な検証をした上で、電子媒体での文書管理を確立する行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・検討	平成 24 年度見込み ・検討	平成 25 年度 ・検討、確立	平成 26 年度 ・導入検討	平成 27 年度 ・推進検討
見直しの内容	文書管理システムの導入について、公文書の管理という性質や費用対効果等の観点から、十分な検討期間が必要であると判断し、具体的な導入年度の記載を避けることとして計画を修正した。				

5 情報セキュリティ対策の強化			担当課	市政情報課	
現状・課題	情報セキュリティ対策は、多岐にわたり実施しているが、日々進化するセキュリティに対応する脅威に対応するため、あらゆる方向から対策を強化していく必要がある。				

目 標	情報システムのセキュリティ強化と職員のセキュリティ意識の向上を目指す。				
取 組 内 容	様々な脅威から市の情報を守るため、セキュリティポリシーの見直し、職員研修の実施及びセキュリティポリシーに基づく実施手順の整備を行うなど情報セキュリティ対策を強化する。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・実施 ・eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 ・情報セキュリティに係る外部研修への職員の派遣 ・情報セキュリティ内部監査の実施(3 所属) ・庁内端末の情報セキュリティ強化のための監視・制御の実施	平成 24 年度見込み ・実施 ・eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 ・情報セキュリティに係る外部研修への職員の派遣 ・情報セキュリティ内部監査の実施 ・庁内端末の情報セキュリティ強化のための監視・制御の実施	平成 25 年度 ・実施	平成 26 年度 ・実施	平成 27 年度 ・実施

イ 市民満足度の高いサービスの提供

1 行政連絡員制度の充実		担当課	企画課		
現状・課題	行政連絡員制度については、平成 18 年度に取組を開始したが、これまで取扱件数が少ないため、更なる制度の利用促進を図る必要がある。また、制度のより一層の充実を図るため、取扱事務の範囲の拡大等について検討する必要がある。				
目 標	更なる周知を図り、利用を促進するとともに、将来的には、地域における市民の要望や意向を行政連絡員が直接把握するなど、市政と地域との橋渡しとなることを目指す。				
取 組 内 容	より市民サービスの向上に資する制度となるよう、広報紙や市ホームページ、所管課の窓口などで更なる周知を図るとともに、新たなサービスの提供について検討する。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・実施、検討 ・行政連絡員 96 人 ・対応件数 5 件 (住民票の写し 5 件)	平成 24 年度見込み ・実施、検討 ・行政連絡員 92 人	平成 25 年度 ・実施、検討	平成 26 年度 ・実施、検討	平成 27 年度 ・実施、検討

2 ワンストップサービスの導入		担当課	企画課		
現状・課題	現状では、転入の際等に、手続が必要な複数の課の窓口を回る必要があるため、一連の手続が一つの窓口で完了するようなワンストップサービスの導入について市民からの要望がある。 しかし、導入に当たっては、庁舎内フロアの改修やスペースの確保、人員配置・人材育成等の課題があるため、現時点では導入することは難しい状況である。				
目 標	ワンストップサービスを導入し、市民サービスの向上を図る。				
取 組 内 容	ワンストップサービスの導入に当たっては、財政負担やスペース確保の課題などがあり、庁舎の大規模改修や建替え等時に合わせて導入することが効率的であるため、先進自治体の事例等を参考にしながら、将来的な導入に向けた調査・研究を行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・検討	平成 24 年度見込み ・検討	平成 25 年度 ・検討	平成 26 年度 ・検討 (庁舎の改修設計)	平成 27 年度 ・検討

3 出張所機能の充実		担当課	市民課			
現状・課題	出張所では、戸籍及び住民基本台帳に基づく諸証明書の交付、印鑑登録証明書及び課税証明書等税関係証明書の交付、市税等の収納、各種届出書及び申請書等の交付などを行っているが、市民からは、出張所における更なるサービスの拡大が望まれており、人員配置や施設規模の拡大へ対応しつつ、より一層機能の充実を図っていく必要がある。					
目標	出張所での取扱いが可能な業務は積極的な導入に努め、市民の利便性の向上を図る。					
取組内容	近隣自治体における出張所機能の研究を進めるとともに、市民の要望、職員の配置、施設の規模等を考慮しながら、機能の充実について検討を行う。					
年度別実績 ・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	・検討	・検討	・検討	・検討	・検討	

4 パスポートセンターの設置		担当課	市民課			
現状・課題	埼玉県では、現在、パスポートセンターを5か所(大宮、川越、熊谷、春日部及び所沢)に設置し、パスポートの申請受理、交付等を行っているが、市民の利便性の向上を図るため、埼玉県から事務の移譲を受け、平成25年10月から本市にパスポートセンターを設置する。 これに向け、埼玉県から事務の引継ぎを行うとともに、パスポートセンターの設置場所や職員配置等について検討する必要がある。					
目標	平成25年10月に設置する。					
取組内容	平成25年10月の設置に向け、埼玉県から事務の引継ぎを行うとともに、実地研修等に参加する。 また、パスポートセンターの設置場所、職員配置等を検討し、受入体制の整備を図る。					
年度別実績 ・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	・検討	・検討、準備	・設置	■	■	
見直しの内容	市民の利便性の向上を図るため、埼玉県からパスポートの申請受理、交付等に係る事務の移譲を受け、平成25年10月から本市にパスポートセンターを設置することを決定したため、新たに計画に位置付けた。					

ウ 広域連携による効率化及び市民サービスの向上

1 広域連携の推進		担当課	企画課			
現状・課題	市民の日常生活圏の拡大や多様化・複雑化する行政課題に効率的・効果的に対応していくためには、広域連携の一層の強化・充実が求められており、行政区域を越えた共通の課題や市単独で実施するよりも効率的・効果的な処理が可能となる課題に対しては、近隣自治体との更なる連携を図ることが必要である。 なお、本市を含めた10市1町で構成する埼玉県西部第一広域行政推進協議会については、その役割を終えたものと考えられるため、平成23年度までに解散となる予定であるした。					
目標	近隣自治体との更なる連携を図ることにより、効率的・効果的な行政運営を推進する。					

取組内容	<p>引き続き朝霞地区一部事務組合や志木地区衛生組合による広域行政を進めるとともに、新たな広域的な行政課題については近隣自治体との連携による処理を検討していく。</p> <p>また、東京都に隣接する本市の地理的条件や市民の生活圏などを踏まえ、都県を越えた広域的な連携についても検討していく。</p>				
年度別実績・計画	平成23年度実績 ・推進 ・埼玉県西部第一 広域行政推進協 議会解散	平成24年度見込み ・推進	平成25年度 ・推進	平成26年度 ・推進	平成27年度 ・推進

3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用

(1) 市民参画の更なる推進

ア 市民活動の活性化

1 新たな市民活動の担い手づくり		担当課	コミュニティ推進課		
現状・課題	本市では、幅広い分野で市民による様々な活動が活発に行われているが、中心的な担い手の固定化や高齢化などの課題も見られるため、主体的に役割を担うボランティアの育成や市民の自主的な活動の支援などが求められている。 また、平成 20 年度の市民意識調査では、市民活動への参加について、「積極的に参加したい」が 3.9%、「きっかけがあれば参加したい」が 68.2%となっており、「きっかけ」をつくるのが課題となっている。				
目標	市民活動への参加について「積極的に参加したい」と考える市民を5%以上にする。				
取組内容	各種講座・セミナーの実施、ボランティア・市民活動情報の収集・発信、市民活動支援制度の検討を行い、新たな市民活動の担い手づくりを進める。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・推進 ・地域デビューセミナー2011の実施	平成 24 年度見込み ・推進 ・地域活動コーディネーター養成講座の実施 ・地域デビューセミナー2012の実施	平成 25 年度 ・推進	平成 26 年度 ・推進	平成 27 年度 ・推進

2 町内会への委託化の推進 (①・②)		担当課	関係各課		
現状・課題	地域に密着した施設等の管理を町内会が行うことにより、地域住民の施設管理に対する意識の高揚や施設管理の効率化、施設の利便性向上を図ることができるため、町内会への委託化を推進する必要がある。				
① 集会所管理業務 (コミュニティ推進課)					
目標	平成 27 年度までに全ての集会所の管理業務を町内会へ委託する。				
取組内容	現在、個人へ管理を委託している集会所 6 棟について、引き続き町内会に対し委託を働きかけるとともに、うち 1 棟については、建替えに合わせて、町内会への委託化を推進する。また、新たに建設する集会所 (45 棟予定) について、町内会による管理を依頼する。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・推進 ・移行 1 棟 ・新設 2 棟	平成 24 年度見込み ・推進 ・移行 12 棟 ・新設 1 棟	平成 25 年度 ・推進 ・移行 1 棟 ・建替え 1 棟	平成 26 年度 ・推進 ・移行 1 棟	平成 27 年度 ・推進 ・移行 1 棟 ・新設 12 棟
② 児童遊園等管理業務 (みどりと公園課)					
目標	平成 22 年度に 43 団体であった委託町内会を、平成 27 年度までに 47 団体に拡大する。				
取組内容	委託していない町内会への協力を求めるとともに、既の実施している町内会についても、委託遊園数を増やすための働きかけを行う。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・推進 43 団体	平成 24 年度見込み ・推進 44 団体	平成 25 年度 ・推進 45 団体	平成 26 年度 ・推進 46 団体	平成 27 年度 ・推進 47 団体

イ 情報の共有化

1 情報公開の推進		担当課	市政情報課			
現状・課題	情報公開制度については、市民や職員の制度に対する認知度を更に高めることが課題である。今後とも、情報公開制度の周知を図るとともに、個人情報の保護に配慮しつつ情報公開の総合的な推進に努める必要がある。					
目標	情報公開制度の充実や適切な運用を図り、市民の的確な理解と評価の下での公正で開かれた行政を実現するとともに、市民の市政参画を促進する。					
取組内容	市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、情報の提供、会議の公開などを更に積極的に推進し、情報公開制度を充実させていく。					
年度別実績・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 ・職員研修の実施 ・制度周知用チラシの作成(情報公開総合窓口、各公民館及び図書館に設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 ・職員研修の実施 ・市民への制度周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	

2 情報提供の充実		担当課	市政情報課			
現状・課題	市民への情報提供手段として大きな役割を担っている市ホームページについては、情報量が増加する中で、掲載情報の整理や情報更新体制の全面的な見直しに取り組むことで、利用しやすく、魅力的なページづくりを行う必要がある。					
目標	掲載情報の質・量・更新の管理を適切に行い、誰にとっても利用しやすいホームページをつくり、市民への情報提供手段及び市のPR手段としての役割の充実を図る。					
取組内容	他自治体における運用方法等の調査・研究を行うとともに、ホームページ管理システムの導入についても検討を行い、本市に適した方法により全面的なリニューアルを実施する。 また、モバイル版ホームページについても、更なる周知や内容の充実を図り、的確な情報提供を行う。					
年度別実績・計画	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・市ホームページの目次ページの改善、防災行政無線のページの開設等を実施 ・市ホームページリニューアルに向けた調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・ホームページのリニューアル ・市ホームページの全面的リニューアルを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	

3 行政手続の適正化		担当課	総務課			
現状・課題	条例、規則等の制定改廃に伴い、審査基準や標準処理期間等の変更が必要になったものについては、速やかに、新たな基準等を設定することとしているが、この基準等の設置については、市民等に対し、一層の周知を図る必要がある。					
目標	行政運営における公平性及び透明性の確保を図り、市民の権利利益の保護を図る。					

取組内容	市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるとともに、審査基準や標準処理期間等を公表する。また、基準等に変更が生じた際には、速やかに公表し、市民等への周知を図る。				
年度別実績・計画	平成23年度実績 ・実施 ・平成24年度中の公表に向けた課題の抽出	平成24年度見込み ・実施 ・基準等の変更を整理し、公表	平成25年度 ・実施	平成26年度 ・実施	平成27年度 ・実施

4 財政状況の公表		担当課	財政課		
現状・課題	市の財政状況については、広報紙や市ホームページを活用して財務書類等を公表することにより、市民に対して情報提供を行っている。 市民が、市の財政について更に関心が高め、理解を深められるようにするためには、これまで以上に市の財政の透明性を確保する必要がある。				
目標	市の財政状況について分かりやすく公表し、市民との情報の共有化を促進する。				
取組内容	バランスシートや行政コスト計算書などの財務書類の公表や、「新座の家計簿」の発行等により、毎年度、市民に対し市の財政状況を分かりやすく公表する。				
年度別実績・計画	平成23年度実績 ・実施 ・平成22年度決算に基づく財務書類及び「新座の家計簿」の作成、公表	平成24年度見込み ・実施 ・平成23年度決算に基づく財務書類及び「新座の家計簿」の作成、公表	平成25年度 ・実施	平成26年度 ・実施	平成27年度 ・実施

5 出前講座の活用		担当課	生涯学習課		
現状・課題	市職員等が講師となり、行政の仕事を説明し、職員等が持つ専門知識を提供する出前講座を実施しているが、市民の生涯学習意欲に応え、市民の市政への理解を深め、市民と市が一体となって元気の出るまちづくりを推進するためには、市民が気軽に利用できるよう、講座内容の充実に努めるとともに、更に周知を図る必要がある。				
目標	講座内容の充実及び利用の拡大を図り、平成21年度の利用件数319件を、平成23年度以降は利用件数を毎年度350件以上とすることを旨とする。				
取組内容	毎年度、講座メニューの見直しを行い、講座内容の充実に努めるとともに、広報紙や市ホームページを通じて事業のPRを積極的に行う。				
年度別実績・計画	平成23年度実績 ・実施 ・利用件数350件以上	平成24年度見込み ・実施 ・利用件数350件以上	平成25年度 ・実施 ・利用件数350件以上	平成26年度 ・実施 ・利用件数350件以上	平成27年度 ・実施 ・利用件数350件以上

(2) アウトソーシングの推進

ア 指定管理者制度の導入

1 指定管理者制度の導入（①～⑧）		担当課	関係各課
現状・課題	公の施設への指定管理者制度の導入については、職員の処遇等、様々な課題があるため、一部の施設を除き、これまで導入が進んでいない状況であるが、厳しい財政状況の中で、民間のノウハウの活用による更なる市民サービスの向上や施設管理経費の縮減等を図る観点から、積極的に推進する必要がある。		

目 標	指定管理者制度の導入について、平成 23 年度に各施設の方針を明確にする。 導入可能な施設については、積極的に推進し、施設管理経費の縮減や、民間のノウハウをいかしたサービスの向上を図る。
取 組 内 容	指定管理者制度導入のメリット・デメリットの比較検討を始め、課題の解決方法等、これまでよりも一歩踏み込んだ検討を行い、各施設について導入方針の明確化を図る。 その方針に基づき、施設の設置目的を効率的・効果的に達成することができる施設については、指定管理者制度への移行を推進する。

① 有料自転車駐車場（市民安全課）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	・検討、方針の明確化(当面、現形態(市の直営)を維持)	・方針に基づき推進 ・現形態を維持	・方針に基づき推進 ・現形態を維持	・方針に基づき推進 ・現形態を維持	・方針に基づき推進 ・現形態を維持

② 市営墓園（市営墓園）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	・選定準備 ・平成 25 年度からの指定管理者制度の導入に向けた規定の整備	・集会所改修工事 ・指定管理者の選定	・指定管理者による管理運営	・指定管理者による管理運営	・指定管理者による管理運営

③ 福祉の里（図書館除く）（障がい者福祉課、子ども家庭応援室、長寿支援課）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	・検討、方針の明確化 ・福祉の里児童センターについては、既に指定管理者制度を導入している新座市児童センターと合わせて平成 25 年度から導入することとし、その他の施設については、当面、現形態(市の直営)を維持することを決定 ・指定管理者制度の導入に向けた規定の整備(福祉の里児童センター)	・方針に基づき推進 ・指定管理者の選定(福祉の里児童センター) ・現形態を維持(その他の施設)	・方針に基づき推進 ・指定管理者による管理運営(福祉の里児童センター) ・現形態を維持(その他の施設)	・方針に基づき推進 ・指定管理者による管理運営(福祉の里児童センター) ・現形態を維持(その他の施設)	・方針に基づき推進 ・指定管理者による管理運営(福祉の里児童センター) ・現形態を維持(その他の施設)

④ ほっとぷらざ（人権推進課、生涯学習課）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	・検討、方針の明確化(当面、現形態(市の直営)を維持)	・方針に基づき推進 ・現形態を維持	・方針に基づき推進 ・現形態を維持	・方針に基づき推進 ・現形態を維持	・方針に基づき推進 ・現形態を維持

⑤ 市民会館（生涯学習課）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年度別実績 ・計画	・検討、方針の明確化 ・指定管理者制度を導入することを決定。ただし、導入の時期については、改めて検討	・方針に基づき推進	・方針に基づき推進(導入時期の検討)	・方針に基づき推進 ・検討結果に基づき準備	・方針に基づき推進 ・検討結果に基づき準備

⑥ 体育施設（みどりと公園課、スポーツ振興課）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年度別実績 ・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、方針の明確化 ・平成25年度から指定管理者制度を導入することを決定 ・指定管理者制度の導入に向けた規定の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・指定管理者の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・指定管理者による管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・指定管理者による管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・指定管理者による管理運営

⑦ 中央図書館・視聴覚ライブラリー・福祉の里図書館（中央図書館）

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年度別実績 ・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、方針の明確化 ・当面、現形態（市の直営）を維持することを決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持

⑧ (仮称)ふるさと新座館 (仮称)ふるさと新座館建設推進室)

	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年度別実績 ・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事 ・検討、方針の明確化 ・当面、現形態（市の直営）を維持することを決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館 ・方針に基づき推進 ・市の直営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づき推進 ・現形態を維持

見直しの内容	平成23年度に指定管理者制度の導入方針を決定したことから、その結果に合わせて実績及び計画を修正した。
--------	--

イ 民間委託化・民営化の推進

1 民間委託の推進 (①・②)		担当課	関係各課		
現状・課題	<p>事務の効率化、経費の節減を図るため、市の業務の民間委託化を検討・推進する必要がある。</p> <p>特に、観光都市づくりについては、具体的な事業を展開する時期を迎えたため、特産品の販売など、市が行うよりも発展が期待できるものについては、民間委託等について検討する必要がある。</p> <p>また、学校給食調理業務については、順次委託化を推進してきたが、平成22年度現在、8校が直営のままとなっている。運営経費の削減を図るため、給食調理員の定年退職等を踏まえ、引き続き委託化を推進していく必要がある。</p>				
① 観光事業（観光推進課）					
目 標	平成27年度までに観光事業における民間委託等の運営方法を構築する。				
取組内容	シイタケの里づくりや、ワイナリー、わさび園、オープンカフェ、(仮称)フルーツパーク新座みかん園の整備等の各事業について、民間委託等の手法を含め、整備後における運営方法を構築する。また、市のイメージキャラクター「ゾウキリン」関連商品の販売手法等についても、引き続き新座市産業観光協会への委託を中心に検討を進める行う。				
年度別実績 ・計画	平成23年度実績 ・検討 ・産業観光協会及び協会会員店舗によるゾウキリングッズの販売を実施	平成24年度見込み ・検討、実施 ・産業観光協会及び協会会員店舗によるゾウキリングッズの販売を実施	平成25年度 ・検討、実施	平成26年度 ・検討、実施	平成27年度 ・検討、実施

② 学校給食調理業務（学務課）

目 標	平成 35 年度までに、小中学校全 23 校の学校給食調理業務の民間委託を完了することを目指し、平成 27 年度までには 2 校の委託化を実施する。				
取 組 内 容	新たに第四小学校及び東北小学校の委託化を進めるとともに、委託化が決定していない小学校 76 校については、給食室の設備等の状況や給食調理員の退職等を踏まえ、委託化について検討する。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 —	平成 24 年度見込み ・新規委託 1 校 (第四小学校)	平成 25 年度 —	平成 26 年度 ・新規委託 1 校 (東北小学校)	平成 27 年度 —

見直しの内容 計画策定後の取組により、具体化された内容を計画に位置付けた。

2 新たな民間活力導入手法（PFI等）の検討			担当課	企画課	
現状・課題	サービス水準の向上や財政負担の軽減を図るため、新たな民間活力の導入手法等について検討する必要がある。				
目 標	PFI等の導入により、サービス水準の向上や財政負担の軽減を図る。				
取 組 内 容	PFI等に係る調査・研究を進めるとともに、施設の建替え等に際して、民間事業者の参画が期待できるものについて導入の検討を行い、導入可能なものは事業化の推進を図る。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・検討 ・情報収集	平成 24 年度見込み ・検討 ・情報収集	平成 25 年度 ・検討	平成 26 年度 ・検討	平成 27 年度 ・検討

3 こぶしの森の民営化			担当課	障がい者福祉課	
現状・課題	サービスの質の向上や運営経費の削減を図るため、平成 22 年度の行財政改革推進本部において、平成 24 年 4 月から民営化することを決定した。 今後は、必要な施設改修や利用者及び保護者への説明等、民営化に向けた準備を進める必要がある。				
目 標	障害者自立支援法に基づく新体系への移行を視野に入れ、平成 24 年 4 月から民営化する。				
取 組 内 容	平成 24 年 4 月の民営化に向け、平成 23 年度中に運営事業者の募集、選定を行うとともに、施設の改修工事を実施する。				
年度別実績 ・計画	平成 23 年度実績 ・運営事業者選定の決定 ・改修工事の実施	平成 24 年度見込み ・民営化(4月1日 日から)	平成 25 年度 ・民間事業者による運営	平成 26 年度 ・民間事業者による運営	平成 27 年度 ・民間事業者による運営